2025年10月15日

一般社団法人法律書デジタル図書館

代表理事　高田龍太郎

当館に対する報道について

1. 訴訟提起に関する報道について

本日、一部報道機関において、当館が著作権侵害を理由として提訴された旨が報じられました。報道をご覧になった利用者の皆様及び関係者の皆様におかれましては、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

2. 当館の概要と法的位置づけ

当館は2025年2月20日に東京都千代田区神保町において、図書館法2条が定める「私立図書館」として開館し、法律の専門図書館として利用者の調査・研究を支援しています。現在、2万冊を超える法律専門書・雑誌を蔵書資料として備え、蔵書閲覧の他、一般社団法人図書等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）に登録の上、著作権法31条3項が定める「特定図書館等」として、同条2項に基づき公衆送信サービス等を提供しています。

3. 公衆送信サービスの開始までの経緯について

当館は、公衆送信サービスの開始に先立ち、著作権法に精通した複数の弁護士や研究者に相談し、さらには、文化庁著作権課やSARLIBにも適宜説明や協議を行った上で、法的懸念がないよう、慎重に準備を進めてまいりました。また、今般プレスリリースを行った出版社とも意見交換を実施し、出版社から頂いたご意見・ご指摘を十分に踏まえた運営体制に見直しを行い、本年1月から2月にかけてその内容を再度ご説明した上で、2月20日に同サービスを開始するに至っております。見直しを行った運営体制には理解を示した出版社もあり、出版社のプレスリリースの内容は当館の認識と大きく相違しています。

4. 本件訴訟に関する当館の見解と今後の対応

現時点で訴状を確認しておりませんので詳細は把握しておりませんが、当館が提供する公衆送信サービスは著作権法に基づく適法なものであり、著作権侵害は一切存在しないと確信しております。今後は、訴訟の場において当館の考えを誠実に主張してまいります。

5. 利用者への資料提供の継続について

利用者は引き続き当館の資料を利用することが可能です。サービスの停止はいたしませんので、ご安心を頂ければと存じます。

以上